

版十 内令提要 卷一

第一類 官制

●軍令承行令

昭和七年十月十七日
内令第九百八十七號

軍令承行令左ノ通改定セラレ

軍令承行令

第一條 軍令ハ將校(兵)官階ノ上下任官ノ先後ニ依リ順次之ヲ承行ス但シ召集中ノ豫備役將校(兵)

ハ同官階ノ現役將校(兵)ニ次デ之ヲ承行スルモノトス

第二條 將校(兵)在ラザルトキハ將校(機)軍令ヲ承行ス其ノ順位ハ第一條ノ規定ニ準ズ

第三條 軍令ヲ承行シ得ベキ海軍各部ノ長必要アリト認ムルトキハ部下ノ特務士官(兵)、准士官

(兵)、下士官(兵)及召集中ノ豫備將校(兵)ヲシテ軍令ヲ承行セシムルコトヲ得其ノ順位ハ第

一條ノ規定ニ準ズ但シ豫備將校(兵)ハ同官階ノ特務士官(兵)ニ次デ之ヲ承行セシムルモノト

ス

第四條 他ノ法令ニ規定アルモノ又ハ特別ノ命令アルモノハ本令ヲ適用スルノ限ニ在ラズ

第五條 本令中(兵)トアルハ從前ノ規定ニ於テ兵科將校、兵科及飛行科ノ特務士官、准士官及下

第一類 官制 軍令承行令 軍令承行令ノ特例ニ關スル件

二枚組

内

0855

士官又ハ兵科豫備將校ニ該當スルモノヲ謂フ
スルモノヲ謂フ
（機）トアルハ従前ノ規定ニ於テ機關科將校ニ該當

附則

本令ハ昭和十七年十一月二日ヨリ之ヲ施行ス
支那專使中召集中ノ兵科豫備將校ノ軍令承行ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

●軍令承行令ノ特例ニ關スル件

昭和十七年十二月三日
內令第千二百四號

軍令承行令ノ特例ニ關スル件左ノ通定メラル

大東亞戰爭中軍令ヲ承行シ得ベキ海軍各部ノ長必要アリト認ムルトキハ左ノ各號ニ付部下ノ將校、
特務士官（兵）及豫備將校（兵）ヲ通シ官階ノ上下ニ依リ順次軍令ヲ承行セシムルコトヲ得但シ同
官階中ニ在リテハ軍令承行令第一條乃至第三條ノ規定ニ準ズ

一 陸戰隊編制中ノ大隊以下及防空隊並ニ警備隊及特別根據地隊等ノ陸上警備科編制中ノ獨立行動
部隊

二 飛行機隊

(丙)

0856

版十
内令提要 卷一

第一類 官制

●軍令承行令

大正八年九月二十三日内令第二百九十九號

軍令承行令左ノ通改メラル

軍令承行令

第一條 軍令ハ兵科將校官階ノ上下任官ノ先後ニ依リ順次之ヲ

承行ス但シ召集中ノ豫備役及後備役兵科將校ハ同官階ノ現役

兵科將校ニ次テ之ヲ承行スルモノトス

第二條 兵科將校在ラサルトキハ機關科將校軍令ヲ承行ス其ノ

順位ハ第一條ニ準ス

第三條 軍令ヲ承行シ得ヘキ海軍各部ノ長必要アリト認ムルト

キハ部下兵曹長、上等兵曹、兵曹ヲシテ軍令ヲ承行セシムル

コトヲ得

第四條 他ノ條例規則ニ規定アルモノ又ハ特別ノ命令アルモノ

ハ本令ヲ適用スルノ限ニ在ラス

第一類 官制 軍令承行令 支那事變中召集中ノ兵科豫備將校ノ軍令承行ニ關スル件

●支那事變中召集中ノ兵科豫備將校

ノ軍令承行ニ關スル件

昭和十二年十一月七日
内令第七百九十九號

改正 昭和十三年第五三九號

支那事變中召集中ノ兵科豫備將校ノ軍令承行ニ關シ左ノ通定メラル

軍令ヲ承行シ得ヘキ海軍各部ノ長必要アリト認ムルトキハ召集

中ノ部下兵科豫備將校ヲシテ軍令ヲ承行セシムルコトヲ得

兵科豫備將校軍令ヲ承行スル場合其ノ順位ハ同官階ノ兵科及航

空科特務士官ノ次トス

29

0857

第一類 官制 海軍省業務互涉規程

海軍省業務互涉規程

昭和八年十月一日
内令第二百九十四號

改正 昭和九年第四八三號

海軍省業務互涉規程左ノ通定メラル

海軍省業務互涉規程

第一條 本規程ハ海軍省軍令部相互間ニ關聯アル業務ノ處理ニ

關スルコトヲ規定ス

第二條 戰時ニ在リテ大本營ヲ置カレザル間ニ於ケル業務ニ關

シテハ本規程ノ外戰時大本營勤務令ヲ準用ス

第三條 兵力量ニ關シテハ軍令部總長之ヲ起案シ海軍大臣ニ商

議ノ上御裁定又ハ御内裁ヲ仰グ

第四條 左ノ事項ハ軍令部總長起案シ海軍大臣ニ商議シ允裁ヲ

仰ギタル後之ヲ傳達シ海軍大臣ニ通牒ス又海軍大臣ハ艦船部

隊ノ派遣ニ關シ必要ト認ムル場合ニハ軍令部總長ニ商議ス

一 軍機軍略ニ關スル艦船部隊ノ派遣、任務及行動

二 艦隊ノ用兵上ノ任務及行動

三 海外警備艦船部隊ノ派遣、用兵上ノ任務及行動

第五條 左ノ事項ハ軍令部總長起案シ海軍大臣ニ商議シ允裁ヲ

仰ギタル後之ヲ傳達シ海軍大臣ニ通牒ス

一 戰時編制

二 大小演習

三 海戰要務令

第六條 左ノ事項ハ軍令部總長之ヲ起案シ海軍大臣ニ商議シ允

裁ヲ仰ギタル後海軍大臣ニ移シ海軍大臣之ヲ奉行ス

一 艦隊及航空隊ノ平時編制

二 驅逐隊、潜水隊、水雷隊、掃海隊、飛行隊、陸戰隊等ノ

編制

三 艦隊運動程式、演習令

四 軍令奉行令及之ニ類スル事項

第七條 左ノ事項ハ海軍大臣起案シ軍令部總長ニ商議シ允裁ヲ

要スルモノハ軍令部總長允裁ヲ仰ギタル後海軍大臣ニ移シ海

軍大臣之ヲ奉行又ハ執行ス但シ軍令部總長ハ必要ト認ムル事

項ヲ海軍大臣ニ商議ス

一 第四條ニ規定スル以外ノ艦船部隊ノ派遣、任務及行動

二 艦艇ノ就役、役務ノ變更

三 艦艇ノ定籍

内三

0858

●戦時又ハ事變中軍令部總長水路部
長指示ニ關スル件

昭和十六年十一月二十九日
内令第五百五十三號

戰時又ハ事變中軍令部總長水路部長指示ニ關スル件左ノ通定メ
ラル

戰時又ハ事變中水路部長ハ作戰ニ關係アル兵要氣象ノコトニ關
シ軍令部總長ノ指示ヲ承ク

●海軍參謀官タル職員ニ關スル件

昭和二年七月二十日
内令第二百三十六號

海軍參謀官タルモノハ參謀長參謀ノ職名ヲ帶ブル者若ハ特ニ命
令ニ於テ規定アルモノノ外左ノ如ク改メラル

- 一 在外帝國大使館附武官、公使館附武官及同輔佐官タル海軍
- 軍兵科將校

第一類官制

戰時又ハ事變中軍令部總長水路部長指示ニ關スル件
又ハ參謀長ヲ置カレサルトキ首席參謀ノ事務處理ノ件
參謀長ハ海軍參謀官トシテ定ムル

二 海軍大學校長、海軍大學校教頭及同專務教官タル海軍
科長

三 地方在勤海軍武官(臨時ノモノヲ除ク)

●參謀長缺員中又ハ參謀長ヲ置カレ
サルトキ首席參謀ノ事務處理ノ件

大正六年十二月一日
内令第四百號

司令長官司令官ノ幕僚タル參謀長缺員中又ハ同幕僚中ニ參謀長
ヲ置カレサルトキハ首席參謀ノ事務ハ海軍參謀官タル海軍
者ヲシテ處理セシムル儀ト心得ヘシ

●日獨伊三國條約關係業務ニ從事ノ
海軍將官タル將校ハ海軍參謀官ト

定ムルノ件 昭和十五年十一月十五日
内令第八百五十號

當分ノ開軍令部出仕ノ海軍將官タル將校ニシテ歐洲ニ於テ專ラ
日獨伊三國條約關係業務ニ從事スル者ハ之ヲ海軍參謀官ト定メ
ラル

海軍參謀官タル職員ニ關スル件 參謀長缺員中
日獨伊三國條約關係業務ニ從事ノ海軍將官タル

一八ノム

0860 0859

●戦時又ハ事變中軍令部總長水路部
長指示ニ關スル件

昭和十六年十一月二十九日
内令第五百五十三號

戰時又ハ事變中軍令部總長水路部長指示ニ關スル件左ノ通定メ
ラル

戰時又ハ事變中水路部長ハ作戰ニ關係アル兵要氣象ノコトニ關
シ軍令部總長ノ指示ヲ承ク

●海軍參謀官タル職員ニ關スル件

昭和二年七月二十日
内令第二百三十六號

改正 昭和七年第二號、八年第一〇七號、第二九六號、三三三號、三三七號、三三九號、三六六號
海軍參謀官タルモノハ參謀長參謀ノ職名ヲ帶ブル者若ハ特ニ命
令ニ於テ規定アルモノノ外左ノ如ク改メラル

一 在外帝國大使館附武官、公使館附武官及同輔佐官タル海
軍兵科將校

第一類官制

戰時又ハ事變中軍令部總長水路部長指示ニ關スル件
又ハ參謀長ヲ置カレサルトキ首席參謀ノ事務處理ノ件
參謀官タルモノノ外
日獨伊三國條約關係業務ニ從事スル者ハ之ヲ海軍參謀官ト定ムルノ件

二

海軍大學校長、海軍大學校教頭及同專務教官タル海軍
將校
地方在勤武官及同輔佐官タル海軍將校
參謀長缺員中又ハ參謀長ヲ置カレ
サルトキ首席參謀ノ事務處理ノ件
大正八年十二月一日
内令第四百號

●日獨伊三國條約關係業務ニ從事ノ
海軍將官タル將校ハ海軍參謀官ト

定ムルノ件 昭和十五年十一月十五日
内令第八百五十號

三

海軍參謀官タル職員ニ關スル件 參謀長缺員中
日獨伊三國條約關係業務ニ從事スル者ハ之ヲ海軍參謀官ト定ムルノ件

一八ノ一

0860 0859

● 地方在勤海軍武官服務規程

昭和十三年四月三十日
内令第三百四十六號

改正 昭和十五年第三五六號、第七四三號、一六年第八二九號

地方在勤海軍武官服務規程左ノ通定ム

地方在勤海軍武官服務規程

第一條 地方在勤海軍武官ハ所屬長官ノ命ヲ承ケ在勤地方ニ於ケル海軍部外ノ官憲等ト連絡ヲ保持シ警備、通商保護、出師準備、資源調査、軍需品調達、運輸等ニ關スル事項ノ交渉處理竝ニ諜報及防諜事務ニ服スルモノトス
地方在勤海軍武官ハ前項ノ外必要ニ應ジ無線通信ニ關スルコトヲ掌ル

第二條 地方在勤海軍武官ニ特別任務ヲ課スル必要アルトキハ要スレバ海軍大臣ヨリ訓令ヲ下附ス

第三條 地方在勤海軍武官ハ諜報事務ニ關シテハ軍令部總長ノ區處ヲ受クルモノトス

第四條 要港部司令官ニ隸スル地方在勤海軍武官ハ鎮守府所管ノ事項ニ關シテハ當該鎮守府司令長官ノ區處ヲ受クルモノトス

第一類 官制 地方在勤海軍武官服務規程

ス

第五條 地方在勤海軍武官ハ常ニ海軍部内ノ關係各部ト密接ナル連絡ヲ保ツモノトス

第六條 地方在勤海軍武官ノ服務スル所ハ地方在勤海軍武官ノ在勤地名ヲ冠稱シ某地在勤海軍武官府ト稱ス

附則 (昭和十五年内令第三百五十六號)

本令ハ昭和十五年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス

當分ノ間本令中無線通信ニ關スル規定ハ無線通信ノ施設ヲ有セザルモノニ之ヲ適用セズ

31

0861

第二類 官制 地方在勤海軍武官ノ在勤地ニ關スル件 地方及無線通信事務服務ノ件

二二二
二二二

●地方在勤海軍武官ノ在勤地ニ關ス

ル件

昭和十三年四月三十日
内令第三百四十一號

改正 昭和一五年第九六號、一六年第一四六七號、一七年第五四五號、**第一四〇號**

地方在勤海軍武官ノ在勤地左ノ通定ム

地方在勤海軍武官ノ在勤地名

京城、臺北、南洋群島

臨時地方在勤海軍武官ノ在勤地名

東京、横濱、名古屋、大阪、神戸、門司、若松、長崎、大

連、新潟、鹿兒島、敦賀、三池、伏木、大泊、函館、室蘭

小樽、釜山、清津、基隆、高雄

附則 (昭和十五年内令第九百六十六號)

本令ノ施行期日ハ別ニ之ヲ定ム

22

臨時地方在勤海軍武官通商保護

●地方在勤海軍武官無線通信ニ關ス

ル件

昭和十五年五月三十一日
内令第三百五十五號

地方在勤海軍武官無線通信ニ關スル件左ノ通定メラル

地方在勤海軍武官ハ海軍武官地方在勤令第二條ノ規定ニ依ルノ

外無線通信ニ關スルコトヲ掌ルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十五年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス

●臨時地方在勤海軍武官通商保護及無線通信事務服務ノ件

無線通信事務服務ノ件

昭和十六年七月二十一日
内令第八百三十二號

當分ノ間臨時地方在勤海軍武官ハ地方在勤海軍武官服務規程第

一條ノ規定ニ拘ラス主トシテ通商保護及無線通信(無線通信施

設ヲ有セザルモノヲ除ク)ノ事務ニ服スルモノトス

22

内七

0862

●海軍武官支那及南方地方在勤令

昭和十四年三月十五日
内令第百八十四號

改正 昭和十四年三月十五日
第一三五五號
海軍武官支那地方在勤令左ノ通定メラル

海軍武官支那及南方地方在勤令

第一條 海軍大臣ノ指定スル支那地方又ハ南方地方ニ海軍武官ヲ在勤セシム

支那地方在勤海軍武官又ハ南方地方在勤海軍武官ハ各其ノ在勤地名ヲ冠稱シ某地在勤海軍武官ト稱ス

第二條 支那地方在勤海軍武官又ハ南方地方在勤海軍武官ハ主

トシテ夫々支那沿海又ハ南方占領地ノ警備ヲ掌ル最高ノ艦隊司令長官ニ隸シ在勤地方ニ於ケル警備ニ關スル事務及情報並

ニ所屬艦隊司令長官ノ定ムル海軍關係要務ニ關スルコトヲ掌

ル但シ情報ニ關シテハ軍令部總長ノ區處ヲ受ク

前項ノ外昭南在勤海軍武官ハ陸海軍石油事業ノ連絡ニ關スルコトヲ掌ル
並ニ最高ノ艦隊司令長官ハ麾下艦隊司令長官ヲシテ其ノ擔任區域方面ニ在ル支那地方在勤海軍武官又ハ南方地方在勤海軍武官ヲ指揮セシムルコトヲ得

第三類 官 制 海軍武官支那及南方地方在勤令

第三條 支那地方在勤海軍武官及南方地方在勤海軍武官ニ必要ニ應ジ輔佐官及附ヲ附屬ス

第四條 支那地方在勤海軍武官輔佐官又ハ南方地方在勤海軍武官輔佐官ハ支那地方在勤海軍武官又ハ南方地方在勤海軍武官ノ命ヲ承ケ服務ス

第五條 支那地方在勤海軍武官及南方地方在勤海軍武官並ニ同

輔佐官タル海軍將校ハ參謀官トス

第六條 附ハ士官、特務士官、准士官、下士官、兵、高等文官

及判任文官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第七條 支那及南方地方在勤海軍武官ノ定員ハ別表ニ依ル

22,1

22,1

22,1

32

0863

内十三
中十七

三三〇一
井田

第一類官制
 海軍武官支那及南方地方在勤令
 支那地方在勤海軍武官及南方地方在勤令
 支那及南方地方在勤海軍武官定員表
 本令昭和十五年六月廿五日付官報第...
 三三三三

支那及南方地方在勤海軍武官定員表

2212

考備	一 海軍大臣ハ必要ニ應ジ本表ノ定員ヲ臨時増減スルコトヲ得			
計士	官	三人	判任文官	臨時一人
在勤海軍武官	中少將 兵科、機關科佐官	一	書記	臨時一人
在勤海軍武官	輔佐官 兵科、機關科佐官	一		

所呼稱ノ件
 昭和十五年五月三十一日
 内令第三百五十七號

改正 昭和十七年第九〇一號
 支那地方在勤海軍武官又ハ南方地方在勤海軍武官ノ服務スル所
 ハ支那地方在勤海軍武官又ハ南方地方在勤海軍武官ノ在地名
 ノ冠稱シ其地在勤海軍武官府ト稱ス

支那方面艦隊司令官部附、各連支艦隊司令官部附、海軍醫院長部附、
 洲國在勤帝國大使館附武官附ニシテ軍令部員ヲ兼務スル武官
 ノ服務スル所ハ其ノ駐在スル地名ヲ冠稱シ其地駐在海軍武官府
 ト稱スルコトヲ得

0864

22,3

支那地方在勤海軍武官及南方地方在勤海軍武官ノ在勤地ニ關スル件

昭和十七年五月二十日 内令第九百號

支那地方在勤海軍武官及南方地方在勤海軍武官ノ在勤地左ノ通定ム

- 一 支那地方在勤海軍武官ノ在勤地 北京、青島、上海、南京、廣東、漢口
- 二 南方地方在勤海軍武官ノ在勤地 バタビヤ、昭南

支那及南方地方在勤海軍武官服務所呼稱ノ件

昭和十五年五月三十一日 内令第三百五十七號

改正 昭和十七年第九〇二號、第一五五六號

支那地方在勤海軍武官又ハ南方地方在勤海軍武官ノ服務スル所

ハ各其ノ在勤地名ヲ冠稱シ支那地方ノモノニ在リテハ某地在勤海軍武官府、南方地方ノモノニ在リテハ某地在勤海軍武官室ヲ稱ス

第一類 官制

支那地方在勤海軍武官及南方地方在勤海軍武官ノ在勤地ニ關スル件 支那及南方地方在勤海軍武官服務所呼稱ノ件 駐在軍武官府呼稱ノ件

二二ノ三

本令ハ昭和十五年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年三月二十八日 内令第二百六十七號

南京在勤海軍武官、中華民國在勤帝國大使館附武官及中華民國國民政府軍事委員會顧問ノ服務スル所同一ナル場合ニハ必要ニ應ジ昭和十五年内令第三百五十七號ニ拘ラズ之ヲ南京海軍武官府ト稱スルコトヲ得

駐在海軍武官府呼稱ノ件

昭和十六年四月十日 内令第三百七十二號

支那方面艦隊司令部附、各遣支艦隊司令部附、海南警備府又ハ滿洲國在勤帝國大使館附武官附ニシテ軍令部部員ヲ兼務スル武官ノ服務スル所ハ其ノ駐在スル地名ヲ冠稱シ某地駐在海軍武官府ト稱スルコトヲ得

0865

海軍技術會議規則

昭和十年一月三十日
内令第二十六號

昭和二年第九六號、三年第三七〇號、五年第九三三號、六年第三三三號、七年第一九八六號
海軍技術會議規則左ノ通定ム

海軍技術會議規則

第一章 海軍高等技術會議

第一條 高等技術會議ニ諮問スベキ事項左ノ如シ

- 一 重要ナル新型艦船ノ基本計畫
- 二 既成艦船ノ重要ナル改装計畫
- 三 重要ナル新型航空機ノ基本計畫
- 四 其ノ他特ニ必要ト認ムル事項

第二條 海軍技術會議議員中左ノ官職ニ在ル者ハ高等技術會議議員トス

- 海軍大中將一名(軍事參議官ヲ以テ充ツルヲ例トス)
 - 海軍次官
 - 軍務局長
 - 兵備局長
 - 教育局長
- 第一類 官制 海軍技術會議規則

艦政本部長

艦政本部總務部長

艦政本部第四部長

艦政本部第七部長

航空本部長

航空本部第一部長

軍令部次長

軍令部第一部長

軍令部第二部長

特ニ定ムル將官 若干名(海上又ハ技術上ノ經驗豐富ナル者ノ中ヨリ選定スルヲ例トス)

第三條 高等技術會議ニ議長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理セシムル爲 幹事ヲ置キ左ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

軍務局第一課長

艦政本部總務部第二課長又ハ艦政本部第七部首席部員

航空本部第一課長

軍令部第三課長

前項ノ艦政本部又ハ航空本部ノ職員タル幹事ハ各其ノ部ノ所

航空本部第一部長
航空本部第二部長
航空本部第三部長
航空本部第四部長

内令

0866

第三類 官制 海軍技術會議規則

掌事項ノミニ限ルモノトス但シ艦政本部總務部第二課長及艦政本部第七部首席部員ハ各其ノ部課ノ所掌事項ノ區分ニ依ルモノトス

第四條

高等技術會議議長諮問事項ヲ受理シタルトキハ速ニ所屬議員ヲ會シ調査審議ヲ行フモノトス但シ第二條ニ掲グル艦政本部各部長及航空本部技術部長ハ各其ノ部ノ所掌事項ニ關スル場合ニノミ會スルモノトス

議長調査審議ヲ行フニ際シ聯合艦隊司令長官及第二艦隊司令長官ニ對シテハ其ノ事情ノ許ス場合ニハ出席ヲ求ムルヲ例トス

第五條

高等技術會議議長調査審議ヲ終結シタルトキハ速ニ報告書ニ通ヲ作成シ意見ヲ附シ海軍大臣ニ提出スベシ報告書ニハ概ネ左ノ事項ヲ記載シ要スレバ講事摘錄及關係參考書類ヲ添附スルモノトス

議題

- 一 參加議員及列席者名簿
- 二 調査審議ノ經過
- 三 議事終始期日

前項ノ報告書ハ軍務局及艦政本部(航空兵器ニ關スルモノハ航空本部)ニ於テ各一通ヲ保管ス

第二章 海軍艦政本部技術會議

海軍航空本部技術會議

第六條

艦政本部技術會議ニ於テ調査審議スベキ事項左ノ如シ
一 新型ノ艦艇、特務艦艇ノ一般計畫、既成ノ艦艇、特務艦艇ノ改造計畫及各其ノ變更中重要ナル事項
二 重要ナル兵器(航空本部所掌ノモノヲ除ク)、機關ノ新造及主ナル改造計畫並ニ成果ニ關スル事項
三 研究實驗方針中重要ナル事項
四 其ノ他必要ト認ムル事項

第七條

航空本部技術會議ニ於テ調査審議スベキ事項左ノ如シ
一 重要ナル航空兵器(艦政本部所掌ノモノヲ除ク)ノ新造及主ナル改造計畫並ニ成果ニ關スル事項
二 研究實驗方針中重要ナル事項
三 航空兵器(艦政本部所掌ノモノヲ除ク)ノ重要ナル事故ノ調査ニ關スル事項
四 其ノ他必要ト認ムル事項

丙十三

0867

Ⓔ 22,6

第八條 艦政本部職員又ハ航空本部職員タル技術會議議員ハ各

艦政本部技術會議議員又ハ航空本部技術會議議員トス

前項ノ外議員ノ所屬ニ關シテハ艦政本部長又ハ航空本部長之

ヲ具申スベシ

第九條 艦政本部技術會議及航空本部技術會議ニハ必要ニ應ジ

分科會及委員會ヲ置クコトヲ得

第十條 艦政本部技術會議又ハ航空本部技術會議ノ議事重要

ナル事項ニ關シテハ艦政本部長又ハ航空本部長ハ第五條ノ規

定ニ準ジ海軍大臣ニ報告スベシ

第十一條 艦政本部長又ハ航空本部長ハ各艦政本部技術會議又

ハ航空本部技術會議ノ議事規程ヲ定メ海軍大臣ノ認可ヲ受ク

ベシ

第三章 補則

第十二條 議員ヲ免ゼラレタルトキハ特ニ其ノ處置ヲ指示シア

ルモノノ外會議關係ノ書類ハ一括之ヲ返附スルモノトス

第十三條 海軍省軍務局長及軍需局長ハ各其ノ關係ノ事項ニ付

隨時艦政本部技術會議及航空本部技術會議ニ出席シテ意見ヲ

述ブルコトヲ得

第一類 官制 海軍技術會議規則

第十四條 議長調査審議上必要アルトキハ關係各部ニ協議シ所

屬議員以外ノ者ノ列席ヲ求メ其ノ説明又ハ意見ヲ徵スルコト

ヲ得

附則

本令ハ昭和十年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

Ⓕ 22,6

（内）

0868

三三六

海軍功績調査部規程

昭和十七年七月十四日
内令第千二百四十四號

海軍功績調査部規程左ノ通定ム

海軍功績調査部規程

第一條 大東亞戰爭ニ際シ海軍省人事局ニ海軍功績調査部ヲ置ク

第二條 海軍功績調査部ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 海軍軍人及軍屬並ニ關係部外者ノ功績調査ニ關スルコト

二 戰時行賞ニ關スルコト

三 海軍武功調査委員會ニ關スルコト

第三條 海軍功績調査部ニ部長、副長、部員及附ヲ置ク

第四條 部長ハ海軍功績調査部ノ事務ヲ掌理ス

第五條 副長ハ部長ヲ佐ケ事務ヲ整理ス

第六條 部員及附ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第七條 海軍功績調査部ノ文書取扱ニ付テハ海軍省處務規程第四章ノ規定ニ準ズルモノトス

第八條 海軍功績調査部職員表ハ別表ニ依ル

第一類 官制 海軍功績調査部規程

二段位

丙七

ニノ七

此ノ表ノ別ニ置位、此

0869

第一類官制 海軍功績調査部規程
(別表)

海軍功績調査部職員表

22,8		22,7							
考 備	計			附 理 事 官	附 兵 科 特 務 士 官 主 計 科 特 務 士 官	部 員			長 副 長
	高 等 文 官	特 務 士 官	士 官			主 計 科 尉 官	大 中 佐	大 中 佐	
四	三	二	一	臨時共	一	二	二	二	一
一 部長ハ海軍省人事局長ヲ以テ之ニ充ツ 二 副長及部員ハ海軍省固有職員其ノ他臨時海軍省出仕タル士官ヲ以テ之ニ充ツ 三 特務士官及下士官ハ各鎮守府ヨリ海軍省人事局ニ派遣勤務ノ者ヲ以テ之ニ充ツ 四 理事官及書記ハ特設海軍運輸部兼海軍省人事局勤務ノ者ヲ以テ之ニ充ツ				臨時共	一	二	二	二	一
判 任 文 官		下 士 官		書 記	主 計 兵 曹	機 關 兵 曹	機 關 兵 曹	機 關 兵 曹	機 關 兵 曹
臨時二十人		八十一人		臨時二十	二十	六十	六十	六十	六十

二二ノ四

抜段

0871 0870

227

第一類官制 海軍功績調査部規程
(別表)

海軍功績調査部職員表		長	副長	部員	附	附
		中少將	大佐	大佐 中佐 少佐	兵科特務士官 主計科特務士官	主計科特務士官
		一	一	二 十一	一	三
				主計兵曹 機整飛行兵 關備行兵 兵兵曹	書記	
				六十一	臨時二十	

三ノ四

抜段

0871 0870

(142)

●海軍航空本部處務規程

昭和十七年十月二十七日
内令第九百八十五號

海軍航空本部處務規程左ノ通定ム

海軍航空本部處務規程

第一條 本部長ハ海軍航空本部所掌ノ事項ニ關シ法規ノ制定又ハ改廢ヲ必要ト認ムルトキハ案ヲ具シテ海軍大臣ニ提出スベシ

第二條 海軍航空本部ハ特ニ海軍艦政本部ト十分ニ氣脈ヲ通シ其ノ所掌ニ屬スル事項中海軍艦政本部ト相關聯スルモノニ付テハ本部長之ヲ海軍艦政本部長ニ協議スベシ

第三條 本部長ハ部下部員以下定員ノ配屬ヲ定メ之ヲ海軍省軍務局長及人事局長ニ通報スベシ

第四條 本部長ハ部務整理ノ爲部内ノ服務規程ヲ定ムルコトヲ得

第五條 海軍省職員ノ名ヲ以テ發布スベキ公文ハ海軍省所定ノ野紙ヲ用ヒ關係諸官ヲシテ提案書中
所定ノ位置ニ捺印セシメ各所掌區分ニ從ヒ海軍省軍務局、兵備局又ハ教育局ニ之ヲ送付スベシ

第六條 總務部第一課ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 各部ノ事務ノ綜合統一ニ關スルコト

第一類 官制 海軍航空本部處務規程

三枚但

(内七)

0872

二 航空關係出師準備計畫ノ一般事項ニ關スルコト
 三 航空ノ保護、獎勵及取締ニ關スルコト
 四 航空本部ノ人事及庶務ニ關スルコト
 五 統計及年報材料ニ關スルコト
 六 各部課ノ所掌ニ屬セザル事項ニ關スルコト
 第七條 總務部第二課ハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 航空隊及航空ニ關スル陸上ノ一般設備ニ關スルコト
 二 航空兵器ノ艦船搭載設備ノ一般事項ニ關スルコト
 三 航空衛生、航空圖誌及航空氣象ニ關スルコト
 第八條 會計部第一課ハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 航空關係豫算ニ關スルコト
 二 航空關係工作廳ノ工員ノ給與ニ關スルコト
 三 航空關係工作廳ノ會計狀況調査ニ關スルコト
 四 航空關係工作廳ニ於ケル會計部ノ設備ニ關スルコト

0873

- 五 機械器具タル國有財産ノ管理及取扱ニ關スルコト
 - 六 所掌事項ノ出師準備計畫ニ關スルコト
 - 七 造兵監督會計官及會計關係ノ事務ニ從事スル監督書記ニ關スルコト
 - 八 航空本部製圖工場用材料物品ノ準備ニ關スルコト
 - 九 航空本部ニ於ケル海軍共濟組合ノ給與事務ニ關スルコト
 - 十 統計及年報材料ニ關スルコト
 - 十一 會計部各課ノ事務ノ連絡及綜合ニ關スルコト
- 第九條 會計部第二課ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 契約書案ノ調製ニ關スルコト
 - 二 契約ニ關スル事項ノ調査及立案ニ關スルコト
 - 三 航空關係造兵材料ノ調達及配給ニ關スルコト
 - 四 航空關係物資ノ需給調査ニ關スルコト
 - 五 物價ノ調査ニ關スルコト
 - 六 海軍航空關係工作廳ニ於ケル材料ノ準備及保管ノ現狀調査ニ關スルコト

第一類 官制 海軍航空本部處務規程

二四

(内)

0874

244

- 七 航空關係物件ノ輸入證明及配給證明ニ關スルコト
- 八 航空關係部外工場ノ經營狀態及契約原價ノ調査ニ關スルコト
- 九 統計及年報材料ニ關スルコト

第十條 教育部ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空術ノ教育ニ關スルコト
- 二 前號ニ係ル規程及命令竝ニ調査ニ關スルコト
- 三 教育ノ資料及材料ニ關スルコト
- 四 所掌事項ノ出師準備計畫ニ關スルコト
- 五 統計及年報材料ニ關スルコト

第十一條 第一部第一課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空兵器竝ニ航空關係ノ材料及工作機械ノ計畫、研究、實驗、改良及造修ノ企畫ニ關スルコト
- 二 航空關係ノ發明又ハ考案ノ審査及採否ノ一般事項ニ關スルコト
- 三 航空兵器竝ニ航空關係ノ材料及工作機械ニ關スル技術ニ従事スル技術科士官以下ノ教育及本

0875

務ノ連絡及綜合ニ關スルコト

四 航空兵器並ニ航空關係ノ材料及工作機械ニ關スル技術ニ從事セシムベキ目的ヲ以テ養成スル
技術學生生徒ノ教育ニ關スルコト

五 航空關係ノ監督事務ニ從事スル造兵監督官及監督助手ニ關スルコト

六 技術會議ノ一般事項ニ關スルコト

七 第一部各課ノ事務ノ連絡及綜合ニ關スルコト但シ第一部第二課ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十二條 第一部第二課ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 航空兵器ノ準備、保管及供給ニ關スル第二部乃至第四部各課事務ノ連絡及綜合ニ關スルコト

二 航空兵器ノ現狀及來歴ノ一般事項ニ關スルコト

三 航空兵器ノ定數標準ノ一般事項ニ關スルコト

四 飛行長及整備長主管ノ兵器簿ノ一般事項ニ關スルコト

五 航空關係ノ工作廳及民間工場（以下航空關係官民工場ト稱ス）設備ノ連絡及綜合ニ關スルコト

第十三條 第一部第三課ハ左ノ事務ヲ掌ル

第一類 官制 海軍航空本部處務規程

二四ノ一

（内七）

0876

⑤ 2411

- 一 航空關係軍需工業動員ニ關スルコト
- 二 航空關係物資ノ需給調整及其ノ運用ニ關スルコト
- 三 航空關係工業力ノ利用培養ニ關スル事務ノ綜合ニ關スルコト
- 四 航空兵器及其ノ造修工場ノ機密保持ニ關スルコト
- 五 航空關係工作廳ノ工務ニ關スルコト
- 六 航空關係工作廳ノ勞務ニ關スルコト
- 七 航空關係工作廳ノ工場衛生ニ關スルコト
- 八 航空本部製圖工場ノ取締ニ關スルコト

第十四條 第一部第四課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空關係材料ノ計畫、審査及製造ニ關スルコト
- 二 航空關係材料ノ研究、實驗及改良ニ關スルコト
- 三 航空關係材料ノ需給關係調査資料ニ關スルコト

第十五條 第二部第一課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空機（關係兵器及飛行船ヲ含ム以下同ジ）ノ計畫及試製ニ關スルコト

0877

⑦ 24, 1

- 二 航空機ノ研究、實驗及改良ニ關スルコト
- 三 航空本部製圖工場ノ一般事項ニ關スルコト
- 四 第二部各課ノ事務ノ連絡及綜合ニ關スルコト

第十六條 第二部第二課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 機體ノ造修（試製ヲ除ク）ニ關スルコト
- 二 機體ノ準備、保管及供給ニ關スルコト

第十七條 第三部第一課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 發動機及プロペラ（關係兵器ヲ含ム以下同ジ）ノ計畫及造修ニ關スルコト
- 二 發動機及プロペラノ研究、實驗及改良ニ關スルコト
- 三 發動機及プロペラノ準備、保管及供給ニ關スルコト
- 四 第三部各課ノ事務ノ連絡及綜合ニ關スルコト

第十八條 第三部第二課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空關係工作機械ノ計畫及造修ニ關スルコト
- 二 航空關係工作機械ノ研究、實驗及改良ニ關スルコト

第類 官制 海軍航空本部處務規程

二四ノ二

内七

0878

⑤242

第十九條 第四部第一課ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 艦船及航空基地裝備航空兵器（關係兵器ヲ含ム本條中發着兵器及基地兵器ト稱ス）ノ計畫及
造修ニ關スルコト

二 發着兵器及基地兵器ノ研究、實驗及改良ニ關スルコト

三 航空機ノ艦船發着其ノ他航空兵器ノ艦船搭載設備ノ計畫及審査ニ關スルコト

四 航空機ノ基地發着其ノ他航空兵器ノ基地裝備設備ノ計畫及審査ニ關スルコト

五 發着兵器及基地兵器ノ準備、保管及供給ニ關スルコト

六 第四部各課事務ノ連絡及綜合ニ關スルコト

第二十條 第四部第二課ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 航空用ノ射撃兵器、爆撃兵器、雷撃兵器及火工兵器（關係兵器ヲ含ム本條中航空用攻撃兵器
ト稱ス）ノ計畫及造修ニ關スルコト

二 航空用攻撃兵器ノ研究、實驗及改良ニ關スルコト

三 航空用攻撃兵器ノ裝備ニ關スルコト

四 航空用攻撃兵器ノ準備保管及供給ニ關スルコト

第二十一條 第四部第三課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空用ノ電氣兵器、光學兵器及計器（關係兵器ヲ含ム以下同ジ）ノ計畫及造修ニ關スルコト
- 二 航空用ノ電氣兵器、光學兵器及計器ノ研究、實驗及改良ニ關スルコト
- 三 航空用ノ電氣兵器、光學兵器及計器ノ裝備ニ關スルコト
- 四 航空用ノ電氣兵器、光學兵器及計器ノ準備、保管及供給ニ關スルコト

第二十二條 第一部第一課乃至第三課ハ第十一條乃至第十三條ニ定ムルモノノ外各其ノ所掌事項ニ關スル左ノ事務ヲ掌ル

- 一 第二部乃至第四部各課ノ事務ノ連絡及綜合ニ關スルコト
- 二 出師準備計畫ニ關スルコト
- 三 統計及年報材料ニ關スルコト

第二十三條 第一部第四課及第二部乃至第四部各課ハ第十四條乃至第二十一條ニ定ムルモノノ外各

- 其ノ所掌事項ニ應ジ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 所掌航空關係官工場ノ設備ニ關スルコト
- 二 所掌航空關係部外工場ノ關係技術ニ關スルコト

第一類 官制 海軍航空本部處務規程

0880

⑦ 24.3

⑧ 24.8

- 三 所掌物件ノ造修價格ノ調査ニ關スルコト
- 四 所掌物件ニ關スル仕様書ノ調製及契約書案中技術ニ關スルコト
- 五 所掌物件ノ出師準備ニ關スルコト
- 六 所掌兵器ノ兵器定數標準ニ關スルコト但シ第二部第一課ヲ除ク
- 七 所掌兵器ノ現狀及來歴ニ關スルコト但シ第二部第一課ヲ除ク
- 八 所掌物件ニ關スル發明又ハ考案ノ審査及採否ニ關スルコト
- 九 所掌物件ニ關スル技術ニ從事スル技術科士官以下ノ教育及本務ニ關スルコト
- 十 所掌事項ニ關スル技術會議ノ議案ニ關スルコト
- 十一 航空本部製圖工場ノ所掌關係事項ニ關スルコト
- 十二 統計及年報材料ニ關スルコト

附則

本令ハ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

0881

第八條 艦政本部職員又ハ航空本部職員タル技術會議議員ハ各

艦政本部技術會議議員又ハ航空本部技術會議議員トス

前項ノ外議員ノ所屬ニ關シテハ艦政本部長又ハ航空本部長之

ヲ具申スベシ

第九條 艦政本部技術會議及航空本部技術會議ニハ必要ニ應ジ

分科會及委員會ヲ置クコトヲ得

第十條 艦政本部技術會議又ハ航空本部技術會議ノ議事申重要

ナル事項ニ關シテハ艦政本部長又ハ航空本部長ノ第五條ノ規

定ニ準ジ海軍大臣ニ報告スベシ

第十一條 艦政本部長又ハ航空本部長ハ各艦政本部技術會議又

ハ航空本部技術會議ノ議事規程ヲ定メ海軍大臣ノ認可ヲ受ク

ベシ

第三章 補則

第十二條 議員ヲ免ゼラレタルトキハ特ニ其ノ處置ヲ指示シア

ルモノノ外會議關係ノ書類ハ一括之ヲ返附スルモノトス

第十三條 海軍省軍務局長及軍需局長ハ各其ノ關係ノ事項ニ付

隨時艦政本部技術會議及航空本部技術會議ニ出席シテ意見ヲ

述ラルコトヲ得

海軍省制 海軍技術會議規則

第十四條 議長調査審議上必要アルトキハ關係各部ニ協議シ所

屬議員以外ノ者ノ列席ヲ求メ其ノ説明又ハ意見ヲ徵スルコト

ヲ得

附則

本令ハ昭和十年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

0882

第一類 官制 海軍施設本部處務規程

●海軍施設本部處務規程

昭和十六年八月一日
内令第八百七十七號

改正 昭和十六年第二〇八號 第三三七號

海軍施設本部處務規程左ノ通定ム

海軍施設本部處務規程

第一條 本部長ハ施設本部所掌ノ事項ニ關シ法規ノ制定又ハ改

廢ヲ必要ト認ムルトキハ案ヲ具シテ海軍大臣ニ提出スベシ

第二條 本部長ハ部下部員以下定員ノ配屬ヲ定メ之ヲ海軍省軍

務局長及人事局長ニ通報スベシ

部員以下及出仕ノ命課ハ本部長之ヲ行フベシ

第三條 本部長ハ部務整理ノ爲部内ノ服務規程ヲ定ムルコトヲ

得

第四條 海軍省職員ノ名ヲ以テ發布スベキ公文ハ海軍省所定ノ

郵便ヲ用ヒ關係諸官ヲシテ提案書中所定ノ位置ニ捺印セシメ

各其ノ所掌區分ニ從ヒ海軍省軍務局又ハ兵備局ニ之ヲ送付ス

ベシ

第五條 總務部第一課ハ左ノ事務ヲ掌ル

二四ノ四
#111111

- 一 各部ノ事務ノ綜合統一ニ關スルコト
- 二 土木建築關係水陸諸設備ノ一般事項ニ關スルコト
- 三 土木建築關係出師準備計畫ノ一般事項ニ關スルコト
- 四 土木建築關係總動員計畫ノ一般事項ニ關スルコト
- 五 施設本部ノ人事及庶務ニ關スルコト
- 六 土木建築ニ從事スル技術員ノ教育及本務ノ一般事項ニ關スルコト
- 七 統計及年報材料ニ關スルコト
- 八 前各號ノ外他ノ課ノ所掌ニ屬セザル事項ニ關スルコト

第六條 總務部第二課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 土木建築ニ關スル經費ノ調査及整理ニ關スルコト
- 二 土地、立木竹、建物、工作物(有線通信裝置ヲ除ク)、地上權及地役權タル國有財産ノ管理及取扱ニ關スルコト
- 三 土木建築資材ノ準備及供給ニ關スルコト
- 四 契約要求ニ關スルコト
- 五 土木建築關係ノ物價及物資ノ調査ニ關スルコト
- 六 關係部外會社ノ經營狀態調査ニ關スルコト
- 七 建築部ノ勞務者ノ徵用及募集ニ關スルコト

0883

- 七 土木建築關係勞務者ノ徵用及募集ニ關スルコト
- 八 土木建築關係勞務者ノ教育、思想善導、取締、救恤、福祉、勤務組織其ノ他勞務一般ニ關スルコト

43 九 建築部ノ工場衛生ニ關スルコト

- 十 海軍施設本部工場ノ勞務及取締ニ關スルコト

統計及年報材料ニ關スルコト

前各號ノ外他ノ課ノ所掌ニ屬セザル事項ニ關スルコト

第六條 總務部第二課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 土木建築ニ關スル經費ノ調査及整理ニ關スルコト
- 二 土地、立木竹、建物、工作物(有線通信裝置ヲ除ク)、地上權及地役權タル國有財産ノ管理及取扱ニ關スルコト
- 三 土木建築資材ノ準備及供給ニ關スルコト
- 四 契約要求ニ關スルコト
- 五 土木建築關係ノ物價及物資ノ調査ニ關スルコト
- 六 關係部外會社ノ經營狀態調査ニ關スルコト

24,4

24,5

- 七 海軍建築部ノ會計狀況調査ニ關スルコト
- 八 土木建築關係勞務者ノ給與ニ關スルコト

施設本部ニ於ケル海軍共濟組合ノ給與及事務ニ關スルコト

統計及年報材料ニ關スルコト

第七條 第一部第三課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 土木工事ノ計畫、審査及技術ノ指導ニ關スルコト
 - 二 土木工事ノ實施ニ關スルコト
 - 三 土木工事ノ入費概算ニ關スルコト
 - 四 土木ニ從事スル技術科士官以下ノ教育及本務ニ關スルコト
 - 五 出師準備計畫及總動員計畫ノ土木ニ關スルコト
 - 六 統計及年報材料ニ關スルコト
- 第八條 第一部第四課ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 建築工事ノ計畫、審査及技術ノ指導ニ關スルコト
 - 二 建築工事ノ實施ニ關スルコト

第一類 官制 海軍施設本部處務規程

二四ノ五

0884

三 建築工事ノ入費概算ニ關スルコト

四 建築ニ從事スル技術科士官以下ノ教育及本務ニ關スルコト

五 出師準備計畫及總動員計畫ノ建築ニ關スルコト

六 統計及年報材料ニ關スルコト

第九條 第一部第五課ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 土木建築關係ノ機械及電氣ノ設備工事ノ計畫、審査及技術ノ指導ニ關スルコト

二 土木建築關係ノ機械及電氣ノ設備工事ノ實施ニ關スルコト

三 土木建築關係ノ機械及電氣ノ設備工事ノ入費概算ニ關スルコト

四 土木建築工事用ノ機械及器具ニ關スルコト

五 土木建築關係ノ機械及電氣ノ業務ニ從事スル技術科士官以下ノ教育及本務ニ關スルコト

六 出師準備計畫及總動員計畫ノ土木建築關係ノ機械及電氣ノ設備並ニ機械及器具ニ關スルコト

七 統計及年報材料ニ關スルコト

第十條 第二部第六課ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 土木工事ノ研究、調査及實驗ニ關スルコト

24,6

24,6

4

- 二 土木用材料ノ研究、調査及實驗ニ關スルコト
- 三 土工事ノ規準、範式及資材規格等ノ研究及調査ニ關スルコト
- 四 統計及年報材料ニ關スルコト

第十一條 第二部第七課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 建築工事ノ研究、調査及實驗ニ關スルコト
- 二 建築用材料ノ研究、調査及實驗ニ關スルコト
- 三 建築工事ノ規準、範式及資材規格等ノ研究及調査ニ關スルコト
- 四 統計及年報材料ニ關スルコト

第十二條 第二部第八課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 土木建築關係ノ機械及電氣ノ設備工事ノ研究、調査及實驗ニ關スルコト
- 二 土木建築關係ノ機械及電氣ノ設備工用材料ノ研究、調査及實驗ニ關スルコト
- 三 土木建築關係ノ機械及電氣ノ設備工事ノ規準、範式及資材規格等ノ研究及調査ニ關スルコト
- 四 土木建築工用ノ機械及器具ノ研究、調査及實驗ニ關スルコト
- 五 土木建築工用ノ機械及器具ノ規準、範式及資材規格等ノ研究及調査ニ關スルコト
- 六 統計及年報材料ニ關スルコト

第一類 官制 海軍施設本部處務規程

二四ノ六

0886

改正

八 建築部ノ勞務者ノ勞働條件、給與、教育、思想指導、取
統、救恤、福祉及勤勞組織ニ關スルコト

九 其ノ他建築部ノ勞務ノ一般事項ニ關スルコト

十 建築部ノ工場衛生ヲ關スルコト

十一 施設本部工場ノ勞務及取締ニ關スルコト

十二 施設本部ニ於ケル海軍共濟組合ノ給與及事務ニ關スル
コト

十三 統計及年報材料ニ關スルコト

第七條 第一部第三課ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 土木建築ノ技術ノ綜合及其ノ指導ノ一般事項ニ關スルコト

二 土木建築工事ノ計畫ノ綜合及入費概算ニ關スルコト

三 本部實施工事ノ監査及其ノ工事費ノ整理ニ關スルコト

四 統計及年報材料ニ關スルコト

第八條 第一部第四課ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 外地ニ於ケル土木建築工事ノ計畫、審査及技術ノ指導ニ
關スルコト

二 統計及年報材料ニ關スルコト

第九條 第一部第五課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ第四課ノ所掌ニ屬
スルモノヲ除ク

第十條 第一部第六課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ第四課ノ所掌ニ屬
スルモノヲ除ク

第十一條 第一部第七課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十二條 第一部第八課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十三條 第一部第九課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十四條 第一部第十課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十五條 第一部第十一課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十六條 第一部第十二課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十七條 第一部第十三課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第九條 第一部第五課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ第四課ノ所掌ニ屬
スルモノヲ除ク

一 土木工事ノ計畫、審査及技術ノ指導ニ關スルコト

二 土木工事ノ實施ニ關スルコト

三 土木ニ從事スル技術官ノ教育及本務ニ關スルコト

四 出師準備計畫及總動員計畫ノ土木ニ關スルコト

五 統計及年報材料ニ關スルコト

第十條 第一部第六課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ第四課ノ所掌ニ屬
スルモノヲ除ク

一 建築及其ノ附帶工事ノ計畫、審査及技術ノ指導ニ關スル
コト

二 建築及其ノ附帶工事ノ實施ニ關スルコト

三 建築ニ從事スル技術官ノ教育及本務ニ關スルコト

四 出師準備計畫及總動員計畫ノ建築ニ關スルコト

五 統計及年報材料ニ關スルコト

第十一條 第一部第七課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

一 土木建築ノ調査ニ關スルコト

第十二條 第一部第八課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

一 土木建築ノ調査ニ關スルコト

第十三條 第一部第九課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十四條 第一部第十課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十五條 第一部第十一課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十六條 第一部第十二課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十七條 第一部第十三課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十八條 第一部第十四課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十九條 第一部第十五課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第二十條 第一部第十六課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第二十一條 第一部第十七課ハ左ノ事務ヲ掌ル但シ總務部第二課ノ
所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第12條 官制 海軍施設本部事務ヲ掌ル

二 土木建築用資材ノ調査ニ關スルコト

三 土木建築ノ規準、範式及資材規格ノ調査ニ關スルコト

四 統計及年報材料ニ關スルコト

第十二條 第二部第八課ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 土木建築ノ實驗ニ關スルコト

二 土木建築用資材ノ實驗ニ關スルコト

三 統計及年報材料ニ關スルコト

改正

7830

0888

●海軍工廠處務規程

昭和十五年四月五日
内令第二百二十三號

改正 昭和十五年第五〇九號、第七五八號、第九二號、一六年第一二二六號、第一

六四一號、一七年第五五二號、第九二七號、(第六〇九號)

海軍工廠處務規程左ノ通定ム

海軍工廠處務規程

第一條 海軍工廠ハ常ニ海軍省軍需局、海軍艦政本部、海軍航空本部及海軍軍需部ト氣脈ヲ通ズベシ

第二條 廠長ハ部下出仕及特務士官以下定員ノ配屬ヲ定メ之ヲ所屬長官ニ報告シ又海軍省軍需局長、人事局長、海軍艦政本部長及海軍航空本部長ニ通報スベシ

第三條 廠長ハ廠務整理ノ爲廠内ノ服務内規ヲ定メ所屬長官ノ承認ヲ得テ之ヲ實施スルコトヲ得

第四條 海軍工廠職員海軍工廠令第八條ノ規定ニ依リ廠長ノ職務ヲ代理シタルトキハ代理者ハ之ヲ海軍大臣ニ報告スベシ

第五條 海軍工廠職員ハ艦船ノ運航又ハ兵器ノ使用ニ關シテハ爲シ得ル限り艦船職員服務規程ニ準ジ服務スベシ

第六條 總務部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 各部所掌事務ノ綜合統一ニ關スルコト

第一類 官制 海軍工廠處務規程

46

①-29

(内七)

二 公文書類ノ接受及發送ニ關スルコト

三 廠長及廠ノ官印管守ニ關スルコト

四 機密書類ノ保管及整理ニ關スルコト

五 廠内ノ保安及取締ニ關スルコト

六 人事及一般教育ニ關スルコト

七 勞務ノ一般事項ニ關スルコト

八 工員ノ募集ニ關スルコト

九 運輸、交通及通信ノ連絡及統一ニ關スルコト

十 工廠ノ一般設備ニ關スルコト

十一 出師準備計畫ノ一般事項ニ關スルコト

十二 購買物品檢査ノ事務ニ關スルコト

十三 一般分析ニ關スルコト

十四 所屬工作物及其ノ機械器具類ノ整備、入費概算及保存期限ニ關スルコト

十五 所屬工作物ノ新築及改更ニ伴フ計畫ニ關スルコト

十六 所屬ノ雇員、傭人及工員ノ教育、維持及増減給ニ關スルコト

ルコト

十七 前各號ノ外各部ノ所掌ニ屬セザルコト

二九

0889

第七條 造兵部ハ兵器及工作物タル有線通信装置ノ造修ニ關ス

ルコトヲ掌ル但シ電池實驗部、光學實驗部及航海實驗部ヲ置
ク海軍工廠ニ在リテハ當該部ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第八條 砲熯部ハ砲熯兵器及光學兵器ノ造修ニ關スルコトヲ掌

ル但シ光海軍工廠砲熯部ニ在リテハ光學兵器ニ關スルコトヲ
除ク

第九條 機銃部ハ機銃ノ造修ニ關スルコトヲ掌ル

第九條ノ二 光學部ハ光學兵器ノ造修ニ關スルコトヲ掌ル

第十條 火工部ハ火工兵器及化學兵器ノ造修ニ關スルコトヲ掌
ル但シ豐川海軍工廠火工部ニ在リテハ化學兵器ニ關スルコト
ヲ除ク

第十一條 製鋼部ハ鍛造材、壓延材及鑄物ノ造修ニ關スルコト
ヲ掌ル

第十二條 水雷部ハ水雷兵器及航海兵器ノ造修ニ關スルコトヲ
掌ル但シ光海軍工廠水雷部ニ在リテハ航海兵器ニ關スルコト
ヲ除ク

第十三條 電氣部ハ無線兵器、有線兵器、電氣兵器及工作物
タル有線通信装置ノ造修ニ關スルコトヲ掌ル

第十四條 造船部ハ船體ノ造修ニ關スルコトヲ掌ル

第十五條 造機部ハ機關及鑄物ノ造修ニ關スルコトヲ掌ル但シ
吳海軍工廠造機部ニ在リテハ鑄物ニ關スルコトヲ、廣海軍工
廠造機部ニ在リテハ裝備ニ關スルコトヲ除ク

第十六條 廣海軍工廠造機部ハ前項ノ外一般工作用機械ノ製造ニ關スル
コトヲ掌ル

第十七條 造兵部、砲熯部、機銃部、光學部、火工部、製鋼部、
水雷部、電氣部、造船部及造機部ノ所掌事項ヲ細別スルコト
左ノ如シ

一 所掌物件ノ造修

二 所掌物件ノ造修ニ關スル計畫、製圖、工事方式、入費概
算其ノ他關係書類ノ作製

三 所掌物件ノ造修ニ必要ナル工用材料物件ノ整備及檢査

四 所掌物件ノ授受及整理

五 所掌工用材料物件ノ購買準備ニ關聯スル技術關係事項

六 部外製造所ニ請負ハシメタル所掌工事ノ監督ニ關スルコ
ト

丙

●海軍工廠ニ置ク所要ノ部

昭和十六年四月一日
内令第三百七號

改正 昭和十六年第一二四號、第一六四〇號、一七五第五三四號、**第六〇八號**
海軍工廠ニ置ク所要ノ部左ノ通定メラル

海軍工廠ニ置ク所要ノ部

横須賀海軍工廠	造兵部、造船部、造機部、光學實驗部、機雷實驗部、航海實驗部、通信實驗部、電池實驗部、機關實驗部
豊川海軍工廠	機銃部、光學部、火工部
吳海軍工廠	砲煩部、火工部、水雷部、電氣部、造船部、造機部、製鋼部、潜水艦部、砲煩實驗部、魚雷實驗部、電氣實驗部、造船實驗部、製鋼實驗部
廣海軍工廠	造機部、機關實驗部、工作機械實驗部、鑄物實驗部
光海軍工廠	砲煩部、水雷部、製鋼部、 爆彈部
佐世保海軍工廠	造兵部、造船部、造機部
舞鶴海軍工廠	造兵部、造船部、造機部、機關實驗部
本表ノ外横須賀海軍工廠、豊川海軍工廠、吳海軍工廠、光海軍工廠及佐世保海軍工廠ノ醫務部ニ醫務課及衛生課ヲ置ク	

第一類官制 海軍工廠ニ置ク所要ノ部

（内七）
附十七

0891

第一類 官制 横須賀海軍工廠ノ分工場ヲ置ク地、呼稱及分掌事項 海軍工作部處務規程

三〇ノ六

●横須賀海軍工廠ノ分工場ヲ置ク地、

呼稱及分掌事項 昭和十七年二月十七日
 内令第三百六號
 當分ノ間左ノ地ニ横須賀海軍工廠ノ分工場ヲ置ク其ノ呼稱及分掌事項左ノ通定ム

分工場ヲ置ク地	呼	稱	分掌事項
神奈川県平塚市	横須賀海軍工廠造機部分工場	鑄鍛造荒削ニ關スル事項	

●海軍工作部處務規程 昭和十六年三月二十日
 内令第三百三十八號
 海軍工作部處務規程左ノ通定ム
 海軍工作部處務規程
 海軍工廠處務規程第一條乃至第六條、第十七條、第三十二條及第三十三條ノ規定ハ海軍工作部ニ之ヲ準用ス但シ部及課ノ區分ヲ除ク
 附則
 本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

② 30.6
 本令ハ昭和十七年二月十九日ヨリ之ヲ施行ス

附則

備考	横須賀海軍工廠沼津分工場ハ横須賀海軍工廠直屬トシ其ノ分工場内ニ於ケル區分等ニ關シテハ同工廠長ノ定ムル所ニ依ル	
京都府舞鶴市	舞鶴海軍工廠造兵部倉谷分工場	特殊無線兵器ノ造修ニ關スル事項
静岡縣沼津市	横須賀海軍工廠沼津分工場	水雷兵器ノ造修ニ關スル事項

丙
 中
 井

0892

⑦ 30, 60

27.0

48

● 佐世保海軍工廠ノ分工場ヲ置ク地、
 呼稱及分掌事項 (昭和十七年十月十三日
 内令第九十八百九十二號)

管分ノ間左ノ地ニ佐世保海軍工廠ノ分工場ヲ置ク其ノ
 呼稱及分掌事項左ノ通定ム

分工場ヲ置ク地	呼	稱	分	掌	事	項
長崎縣東彼杵郡川棚町	佐世保海軍工廠川棚分工場	水雷兵器ノ造修ニ關スル事項				
備	本分工場ハ佐世保海軍工廠直屬トシ其ノ分工場内ニ於ケル區分等ニ關シテハ佐世保海軍工					
考	廠長ノ定ムル所ニ依ル					

附則

本令ハ昭和十七年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

佐世保海軍工廠ノ分工場ヲ置ク地ノ呼稱及分掌事項

三〇ノ六ノ下段ニ入ル

(内六)

0893

●海軍工作部處務規程

昭和十六年三月二十二日
內令第二百三十八號

海軍工作部處務規程左ノ通定ム

海軍工作部處務規程

海軍工廠處務規程第一條乃至第六條、第十七條、第三十二條及

第三十三條ノ規定ハ海軍工作部ニ之ヲ準用ス但シ部及課ノ區分

ヲ除ク

附則

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍工作部ノ分工場ヲ置ク地、呼稱及分掌事項
昭和十七年七月二十四日
內令第三百五十六號

當分ノ間左ノ地ニ海軍工作部ノ分工場ヲ置ク其ノ呼稱及分掌事項左ノ通定ム

⑤ 30,6,12 本

⑤ 30,6,1

分工場ヲ置ク地	呼稱	分掌事項
臺灣高雄州高雄市	馬公海軍工作部高雄分工場	所在地方面各部ノ艦船及兵器竝ニ工作物タル有線通信裝置ノ造修ニ關スル事項
順	鎮海海軍工作部旅順分工場	

差類官制 海軍工作部處務規程 海軍工作部ノ分工場ヲ置ク地、呼稱及分掌事項

三〇六一

宣
白

0894

Ⓧ 30, 15

- (イ) 支廠關係事項中左ノ事項ヲ除キタル事項
 - (ロ) 實驗、研究及審査ノ一般方針ニ關スル事項
 - (ハ) 將來計畫ニ關スル事項
- 例規例則ノ制定及改廢ニ關スル事項

第一類 官制 海軍航空技術廠及同支廠ニ置ク所要ノ部

Ⓧ 30, 15

● 海軍航空技術廠及同支廠ニ置ク
所要ノ部

昭和十六年三月二十二日
內令第三百三十九號

改正 昭和十七年第五一七號

- 海軍航空技術廠及同支廠ニ置ク所要ノ部ヲ左ノ通定メラル
- 海軍航空技術廠ニ置ク所要ノ部
- 科學部、材料部、飛行機部、發動機部、發著機部、飛行實驗部

附則

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二〇〇一五

0895

第一類官制 海軍航空技術廠出張所ヲ置ク地、呼稱及分掌事項

三〇ノ六

●海軍航空技術廠出張所ヲ置ク地、

呼稱及分掌事項 昭和十七年三月十日
内令第四百八號

當分ノ間左ノ地ニ海軍航空技術廠出張所ヲ置ク其ノ呼稱及分掌

事項左ノ通定ム

出張所ヲ置ク地	呼稱	分掌事項
三重縣津市上濱町	海軍航空技術廠 三重出張所	航空機用プロペラノ 造修及工員身養成ニ 關スル事項

附則

本令ハ昭和十七年三月十五日ヨリ之ヲ施行ス

⑤ 30,76

0896

30,23

51

●海軍航空廠ノ支廠ヲ置ク地及其

ノ呼稱

昭和十六年九月二十六日
内令第千二百二十二號

改正 昭和十七年第五一九號

左ノ地ニ海軍航空廠ノ支廠ヲ置ク其ノ呼稱左ノ通定ム

支廠ヲ置ク地	呼稱
大分縣大分市	第十一海軍航空廠大分支廠
鹿兒島縣肝屬郡	第二十一海軍航空廠鹿屋支廠

附則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一類 官制

海軍航空廠ノ支廠ヲ置ク地及其ノ呼稱
海軍航空廠ノ分工場ヲ置ク地、呼稱及分掌事項

30,23

●海軍航空廠ノ分工場ヲ置ク地、

呼稱及分掌事項

昭和十六年九月二十六日
内令第千二百二十三號

改正 昭和十七年第一〇四號、第三〇號、第一五八號

左ノ地ニ海軍航空廠ノ分工場ヲ置ク其ノ呼稱及分掌事項左ノ通定ム

分工場ヲ置ク地	呼稱	分掌事項
北海道網走郡	第四十一海軍航空廠美幌分工場	航空兵器ノ保管、供給及修理ニ關スル事項
北海道千歲郡	第四十一海軍航空廠千歲分工場	
朝鮮咸鏡南道	第五十一海軍航空廠元山分工場	
德源郡	第六十一海軍航空廠東港分工場	
臺灣高雄州東港郡	第六十一海軍航空廠東港分工場	
マニラ	第六十一海軍航空廠マニラ分工場	

附則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年内令第百二十四號、昭和十六年内令第百四十號
及同年内令第百四十一號ハ之ヲ廢止ス

三〇ノ二三

(内)ニテ
附則

0897

30,83

52

海軍燃料廠ヲ置ク地及同廠ニ置ク各部、課等 昭和十六年四月二十一日 内令第四百十號

●海軍燃料廠ヲ置ク地及同廠ニ置ク各部、課等

海軍燃料廠ヲ置ク地	同廠ニ置ク各部、課等
神奈川縣横濱市 第一海軍燃料廠	總務部、研究部、實驗部、會計部、醫務部 工員養成所
三重縣四日市市 第二海軍燃料廠	總務部、精製部、合成部、化成部、會計部、醫務部 工員養成所
山口縣徳山市 第三海軍燃料廠	總務部、精製部、化成部、會計部、醫務部 工員養成所
福岡縣糟屋郡 第四海軍燃料廠	總務課、採礦課、會計課、醫務課 工員養成所
朝鮮平安南道平壤府 第五海軍燃料廠	總務課、採礦課、煉炭課、會計課、醫務課 工員養成所

第一類 官制 海軍燃料廠ヲ置ク地及同廠ニ置ク各部、課等

三〇三三

内七

0898

第一類 官制 海軍工務規則第三條ノ部

●海軍工務規則第三條ノ部

昭和十六年六月四日
内令第六百五十號

改正 昭和十六年第二〇六號、第二七三號、一七年第四八號、第七三三號、
第二〇〇號

海軍工務規則第三條ノ部ヲ左ノ通定ム

一、總務部

海軍工廠、海軍航空技術廠、海軍航空技術廠支廠、海軍航

空廠、海軍火藥廠及海軍技術研究所ニ於ケル總務部ヲ謂

フ

二、造修部

造兵部、砲塲部、機銃部、光學部、火工部、製造部、化學

研究部、水雷部、光學實驗部、航海實驗部、電氣部、電池

實驗部、飛行機部、發動機部、兵器部、光學部、計器部、

爆彈部、發著機部、造船部、造機部、製鋼部及器材部ヲ

謂フ

三、研究實驗部

砲塲實驗部、光學實驗部、理學研究部、化學研究部、研究

部、魚雷實驗部、機雷實驗部、航海實驗部、通信實驗部、

⑤ 30,34

材料部

三〇ノ三四

電氣研究部、音響研究部、電氣實驗部、電池實驗部、科學

部、材料部、飛行機部、發動機部、兵器部、電氣部(海軍

航空技術廠支廠ノミ)、火工部(海軍航空技術廠支廠ノミ)、

光學部、計器部、爆彈部、發著機部、飛行實驗部、潜水艦

部、造船研究部、材料研究部、造船實驗部、機關實驗部、

工作機械實驗部、製鋼實驗部及鑄物實驗部ヲ謂フ

四、會計部

海軍工廠、海軍航空技術廠、海軍航空技術廠支廠、海軍航

空廠、海軍火藥廠及海軍技術研究所ニ於ケル會計部ヲ謂フ

五、醫務部

海軍工廠、海軍航空技術廠、海軍航空技術廠支廠、海軍航

空廠、海軍火藥廠及海軍技術研究所ニ於ケル醫務部ヲ謂フ

⑤ 30,34

0899

30,341

53

●海軍衣糧廠處務規程

昭和十七年九月十五日
內令第四百四十號

海軍衣糧廠處務規程左ノ通定ム

海軍衣糧廠處務規程

第一條 海軍衣糧廠ハ常ニ海軍省軍需局、海軍省經理局、海軍艦政本部、海軍航空本部、海軍航空技術廠及海軍軍需部ト氣脈ヲ通ズベシ

第二條 廠長ハ出仕及特務士官以下ノ定員ノ配屬ヲ定メ之ヲ所屬長官ニ報告シ海軍省軍務局長、人事局長及軍需局長ニ通報スベシ

第三條 廠長ハ廠務整理ノ爲廠内ノ服務内規ヲ定メ所屬長官ノ承認ヲ得テ之ヲ實施スルコトヲ得

第四條 海軍衣糧廠職員海軍衣糧廠令第八條ノ規定ニ依リ廠長ノ職務ヲ代理シタルトキハ代理者ハ之ヲ海軍大臣ニ報告スベシ

第五條 廠長ハ研究、實驗及調査シタル重要ナル事項ニ對スル成果及所見ハ之ヲ海軍大臣ニ報告スベシ

第六條 廠長ハ部外ノ各種技術の研究又ハ調査機關ト研究、調査資料ヲ交換シ又ハ研究、實驗事項

第一類 官制 海軍衣糧廠處務規程

三〇三四ノ一

(内七)

0900

ヲ部外ニ發表スルコトヲ得但シ其ノ機密ニ屬スルモノハ其ノ都度海軍大臣ノ認可ヲ受クベシ
第七條 總務部ハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 各部事務ノ綜合統一及連絡ニ關スルコト
- 二 公文書類ノ接受及發送ニ關スルコト
- 三 廠長及廠ノ官印管守ニ關スルコト
- 四 機密書類ノ保管及整理ニ關スルコト
- 五 廠内ノ保安及取締ニ關スルコト
- 六 人事及一般教育ニ關スルコト
- 七 勞務ノ一般事項ニ關スルコト
- 八 雇員、傭人及工員ノ募集ニ關スルコト
- 九 運輸、交通、通信及氣象ニ關スルコト
- 十 廠内ノ一般設備ニ關スルコト
- 十一 刷版及寫眞ニ關スルコト
- 十二 出師準備計畫ノ一般事項ニ關スルコト
- 十三 所屬工作物及其ノ機械、器具類ノ整備、入費概算及保存期限ニ關スルコト

0901

30,34,2

52

第一類 官制 海軍衣糧廠處務規程

十四 所屬工作物ノ新築及改更ニ伴フ一般計畫ニ關スルコト
 十五 所屬ノ雇員、傭人及工員ノ教育、維持及増減給ニ關スルコト
 十六 木工、金工及修理ノ各工場ニ關スルコト
 十七 其ノ他ノ部ノ所掌ニ屬セザルコト

第八條 被服部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 被服及其ノ材料ノ製造、加工及修補ニ關スルコト
 二 被服ノ品種及品質ノ検査ニ關スルコト
 三 被服ノ保管ニ關スルコト
 四 准士官以上、軍屬其ノ他工員等ノ被服ノ製造及加工ニ關スルコト

第九條 糧食部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 糧食及其ノ材料ノ製造及加工ニ關スルコト
 二 糧食ノ品種及品質ノ検査ニ關スルコト
 三 糧食ノ保管ニ關スルコト
 四 准士官以上、軍屬其ノ他工員等ノ糧食ノ製造及加工ニ關スルコト

丙上

三〇三四ノ二

0902

第十條 研究部ハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 被服及糧食、其ノ副生品及代用品竝ニ此等ノ原材料ノ研究及調査ニ關スルコト
 - 二 被服及糧食ノ理化學的試驗検査及其ノ方法ニ關スルコト
 - 三 研究及實驗ニ要スル各種材料ノ製造及加工ニ關スルコト
 - 四 被服及糧食竝ニ其ノ副生品及代用品ノ實用及實驗ニ關スルコト
 - 五 被服及糧食竝ニ其ノ副生品及代用品ノ製造及加工ノ工業化ノ實驗ニ關スルコト
 - 六 被服及糧食竝ニ其ノ副生品及代用品ノ規格ニ關スルコト
 - 七 被服及糧食ノ包裝及容器ノ研究ニ關スルコト
 - 八 調理、獻立等ノ研究ニ關スルコト
 - 九 衣糧關係資源ノ調査ニ關スルコト
- 第十一條 被服部、糧食部及研究部ハ第八條乃至前條ニ掲グル各其ノ所掌事項ノ外左ノ事項ヲ掌ル
- 一 所掌事項ノ作業計畫、入費概算其ノ他關係書類ノ作製ニ關スルコト
 - 二 所屬工作物及其ノ機械、器具類ノ整備、入費概算及保存期限ニ關スルコト
 - 三 所屬工作物ノ新築及改更ニ伴フ計畫ニ關スルコト
 - 四 所掌事項ノ出師準備計畫ニ關スルコト

0903

30,34,3

- 五 所掌事項遂行上必要ナル重要書類及規程類ノ保管及整備ニ關スルコト
- 六 所屬ノ雇員、傭人及工員ノ教育、維持及増減給ニ關スルコト

第十二條 會計部ハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 歳入歳出ノ豫算、決算、收入及支拂ニ關スルコト
- 二 工事ノ現況及事業費ノ調査、報告及統計ニ關スルコト
- 三 諸給與ニ關スルコト
- 四 通常物品ノ準備、保管及出納ニ關スルコト
- 五 物件ノ購買及賣却並ニ工事、運搬等ノ契約ニ關スルコト
- 六 物件ノ價格調査ニ關スルコト
- 七 原材料物品ノ準備、保管及出納ニ關スルコト
- 八 購買物品納入場ニ關スルコト
- 九 殘材、殘屑及不用物件ノ整理及處分ニ關スルコト
- 十 各部ニ交付セル材料物品及其ノ備附ノ機械及器具ノ整理及監督ニ關スルコト
- 十一 雇員、傭人及工員ノ給料又ハ賃錢、出業及増減給ノ調査ニ關スルコト

第一類 官制 海軍衣糧廠處務規程

三〇-NB-11

0904